

SBSグループのみなさまへ

長期収入リカバリープラン

[団体長期障害所得補償保険 (GLTD)]

⚠ 本パンフレットには「団体長期障害所得補償保険(GLTD) パンフレット別冊」
(最終ページ二次元コード)が付いています。お申込みの際には必ずあわせてご確認ください。

団体割引※
20% 適用

※前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。



詳しくは中面をご覧ください。

保険期間	2025年12月1日 午後4時～2026年12月1日 午後4時
加入申込票提出先	SBSファイナンス株式会社
保険料の払込方法	毎月の給与から天引きいたします

お問い合わせ先

<代理店・扱者>

SBSファイナンス株式会社

〒160-6125 東京都新宿区西新宿8-17-1

住友不動産新宿グランドタワー 25階

TEL 050-1741-4507 FAX 03-6756-8542

<引受保険会社>

三井住友海上火災保険株式会社 企業営業第三部第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03-3259-3986 FAX 03-3291-4684

SBSホールディングス株式会社



充実の補償に加え、
「**団体割引**」の適用」「**簡単なお手続き**」も
大きな魅力です。

団体割引
20% 適用

長期収入リカバリープランについて

6つのメリット

メリット 1

団体制度でのみ ご加入いただけます!!

このプランは個人でご契約することはできません。

(注)お申込人、被保険者(補償の対象者)本人となれる方の範囲は最終ページをご確認ください。



メリット 2

長期にわたる 就業障害を補償!!

就業障害が続く場合、
最長60才に達する
誕生日の前日まで
補償が継続します。



メリット 3

いつでも・ どこでも補償!!

病気やケガの発生原因が、
業務上・業務外、国内・国外問わず
24時間補償します。



メリット 4

自宅療養中も補償!!

入院中のみでなく、
自宅療養中も
保険金の支払対象となります。



メリット 5

職場復帰後も 継続補償!!

免責期間終了後、職場復帰するも
就業障害が残り、回復所得が健康時の
80%に満たない場合には、
所得の喪失割合に応じて補償が継続します。



メリット 6

特約による 補償の拡大!!

- ・天災危険補償特約
- ・精神障害補償特約
- ・妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)



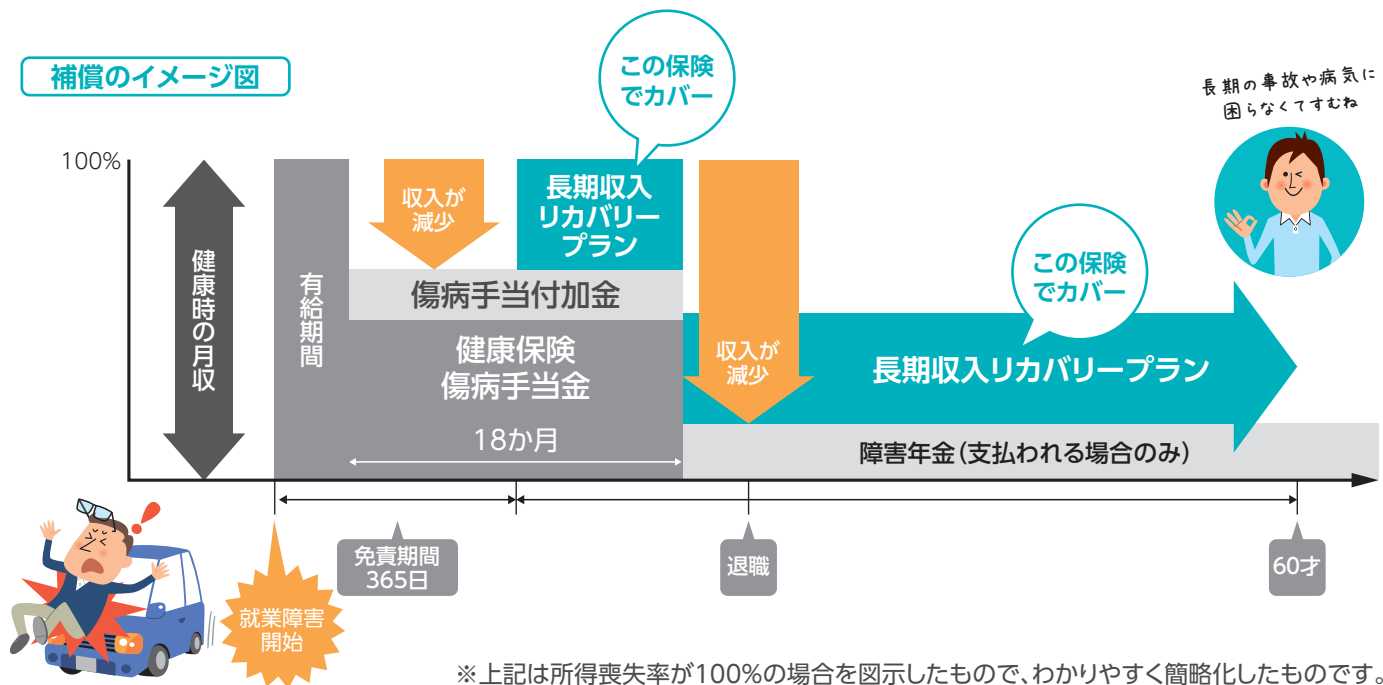
自動継続の取扱いについて

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年齢の進行により保険料表の年齢区分が変わる場合は、ご継続時のご年齢による保険料となりますのでご了承ください。)

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ・この保険制度に新規加入される場合
- ・既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ・既にご加入されているがご継続されない場合

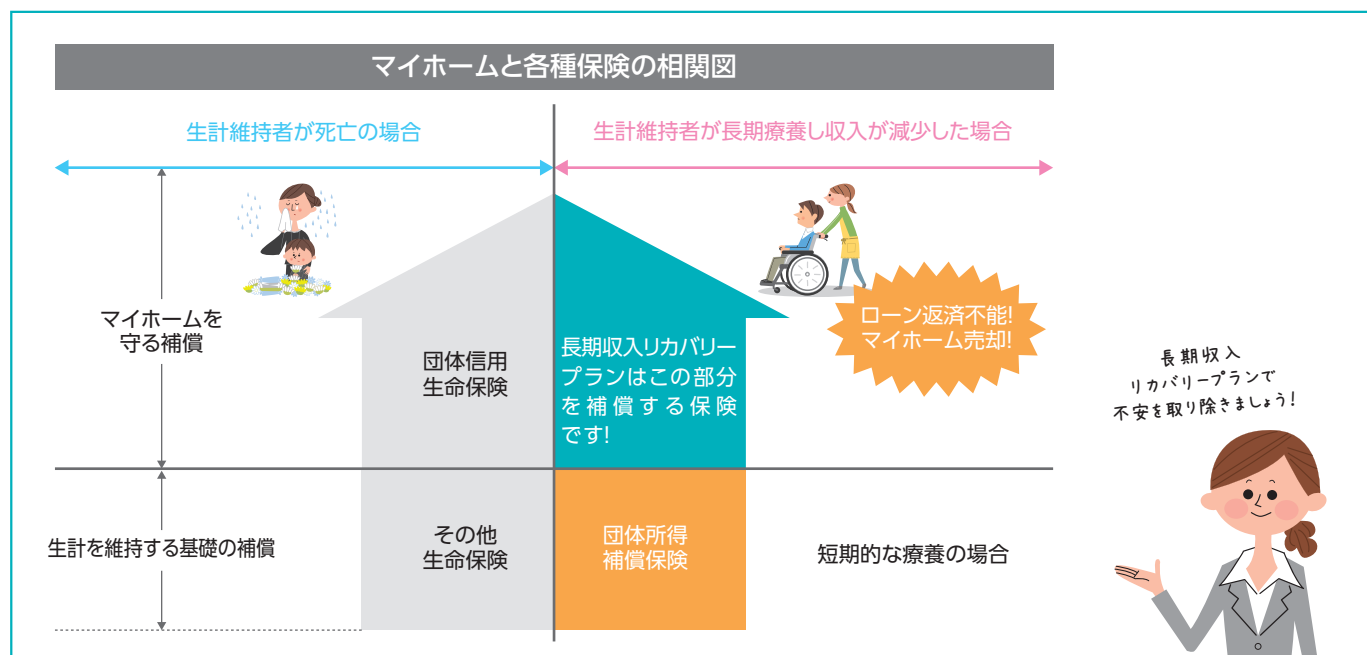
「長期収入リカバリープラン」では、 公的保険や従来の所得補償保険では補えなかった、 長期の就業障害に伴う所得の損失を補償



特に、住宅ローンを抱える方にとって、

長期収入リカバリープランは心強い味方です!!

- ◎病気やケガで長期入院したときなど、公的医療保険制度や従来の所得補償保険等でカバーしきれない収入の減少を長期にわたって補償する保険です。
- ◎免責期間 (365日) を超えて長期間にわたり働けなくなった場合、喪失した所得を最長60才まで補償します。
- ◎病気やケガの発生が就業中でもプライベートでも24時間国内外を問わず補償します。
- ◎免責期間終了後、業務復帰するも、障害の影響により健康時の業務に一部復帰できず、所得喪失率が20%超となった場合も所得喪失率に応じて補償されます。



月額保険金額(支払基礎所得額)・保険料

補償内容

1口あたりの補償内容

加入限度口数 4口

月額保険金額 (支払基礎所得額*)	5万円
保険金支払対象期間(てん補期間*) (注)	60才に達する誕生日の 前日まで(*1)
免責期間*	365日(*2)
セットされている特約	<ul style="list-style-type: none"> ・天災危険補償特約 ・精神障害補償特約 ・妊娠に伴う身体障害補償特約 (女性のみ)

※印を付した用語については「団体長期障害所得補償保険(GLTD)パンフレット別冊」の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

・平均月間所得額*の50%以下となるような口数でお申込みください。

平均月間所得額 20万円の場合:2口まで
30万円の場合:3口まで

・被保険者としてご加入いただける方は、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満59才までの方となります。

・お支払いする保険金の額は、てん補期間*中の就業障害*である期間1か月について、協定事項明細書(協定書)に定める最高保険金支払月額*(20万円)を限度とします。

(*1)ただし、免責期間の終了日の翌日から60才に達する誕生日の前日までの期間が3年に満たない場合は3年とします。


(*2)免責期間中の一時的復職日数の取扱いを協定事項明細書(以下「協定書」といいます)で定めています。

(注)精神障害による保険金支払いの場合、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。

1口あたりの月払保険料 (保険始期日時点の本人の満年齢)

年齢	男性:Aセット	女性:Bセット	年齢	男性:Aセット	女性:Bセット
15~19才	337円	230円	40~44才	727円	869円
20~24才	337円	230円	45~49才	954円	1,128円
25~29才	358円	304円	50~54才	1,101円	1,218円
30~34才	421円	416円	55~59才	1,096円	1,092円
35~39才	524円	590円			

保険契約者・お申込人となれる方・被保険者(補償の対象者)本人となれる方 等

 保険契約者 団体契約について	<p>この保険はSBSホールディングス株式会社が保険契約者となる団体契約です。</p> <p>被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめのうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者をご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。</p>
お申込人 となれる方	<p>SBSホールディングス株式会社とそのグループ会社に所属する従業員に限りです。</p>
被保険者 (補償の対象者) 本人 となれる方の範囲	<p>SBSホールディングス株式会社とそのグループ会社に所属する従業員に限りです。(ただし、非常勤、パート、アルバイトの従業員等、健康保険の対象とならない従業員を除きます。)</p> <p>(*加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。)</p>

●上記で募集するプランにセットされている特約

条項名・特約名	保険金の種類	セット名
補償条項、基本条項	団体長期障害所得補償保険金	A,B
天災危険補償特約		
精神障害補償特約		
妊娠に伴う身体障害補償特約		B

このパンフレットは、保険の概要を説明したものです。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記の二次元コードのリンク先に掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただけますようお願いいたします。PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



GLTD_71491